

# 月報私学

2020  
2  
VOL.266



学校法人日本工業大学は、基幹工学部、先進工学部、建築学部の3学部6学科2コースからなる大学（宮代キャンパス）、専門職大学院（神田キャンパス）、中学校・高等学校（駒場キャンパス）を有し、発展を続けてきました。平成29年には学園創立110周年、大学設立50周年を迎え、さらなる教育・研究の向上及び経営基盤の強化を進めています。

写真提供：学校法人 日本工業大学（東京都千代田区）

## CONTENTS

- 平成30年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況 ..... 2
- 令和元年度 私学リーダーズセミナーの報告 ..... 5
- 連載⑤「魅力あふれる学校づくりを目指して」  
教育課程改革への積極的取り組みで魅力創り ..... 6
- 資格取得・資格喪失報告書の事前受付 ..... 8
- 私学共済制度の加入者資格 Q&A／無効の加入者証等の回収と返納のお願い ..... 9
- 任意継続加入者制度のご案内 ..... 10
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い ..... 11
- 在職中の年金の支給停止／年金の時効に注意しましょう ..... 12
- 貸付償還金の退職手当等からの控除／人間ドック利用費用補助は2年度に1回です／  
様式用紙等の請求方法 ..... 13
- INFORMATION ..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 ..... 16

# 平成30年度決算集計からみた 大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、「平成31年度学校法人基礎調査」を基に平成30年度決算データを集計した『令和元年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）』と『令和元年度版 今日私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD・ROMを作成し、調査にご協力いただいた各学校法人に送付しました。

今回は、集計データに基づき、事業活動収支計算書から事業活動収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について分析します。

## 法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の事業活動収入に対する割合です。表1・2の平成26年度（高等学校法人は平成27年度以前）のデータは帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の比率を掲載しています。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながる。ことから、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことが

できず、自己資本を取り崩すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、この状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障を来す可能性もあります。このように事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表したものと見えます。

## 大学法人

大学法人全体の事業活動収支差額比率は、平成29年度の4.6%から4.0%へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、549法人のうち206法人で、その割合は37.5%となり、平成29年度の39.4%から下降しています。また、同比率がマイナス20%未満の法人数は44法人で、平成29年度の37法人から増加しています。

## 短期大学法人

短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、平成29年度の0.8%からマイナス1.3%へ下降しています。

これは、学生生徒等納付金の減少額に対して、人件費の減少額が少なかった法人の多かったことが主な要因と考えられます。

次に同比率がマイナスとなっている

法人数は、104法人のうち61法人で、その割合は58.7%となり、平成29年度の49.5%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の法人数も、平成29年度の12法人から14法人に増加しています。

表1 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合（法人種別）

### 大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
26年度	544	6,107,680	5,712,572	395,108	6.5	178	32.7	40	7.4
27	548	6,299,130	6,019,394	279,735	4.4	198	36.1	34	6.2
28	548	6,385,813	6,087,439	298,375	4.7	216	39.4	34	6.2
29	551	6,499,420	6,201,812	297,608	4.6	217	39.4	37	6.7
30	549	6,574,729	6,313,779	260,950	4.0	206	37.5	44	8.0

(注) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。

### 短期大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
26年度	112	169,102	161,726	7,376	4.4	46	41.1	11	9.8
27	109	163,860	164,182	△322	△0.2	45	41.3	4	3.7
28	109	178,394	165,962	12,432	7.0	38	34.9	5	4.6
29	105	160,773	159,501	1,272	0.8	52	49.5	12	11.4
30	104	154,440	156,401	△1,961	△1.3	61	58.7	14	13.5

(注) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする（高等専門学校法人を含む）。

### 高等学校法人

区分	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
26年度	681	821,727	767,716	54,011	6.6	269	39.5	38	5.6
27	684	840,035	781,639	58,396	7.0	281	41.1	42	6.1
28	695	832,654	799,729	32,925	4.0	285	41.0	40	5.8
29	686	826,377	799,424	26,953	3.3	304	44.3	46	6.7
30	684	843,590	814,241	29,349	3.5	319	46.6	45	6.6

(注) 高等学校法人…高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人で、大学・短期大学・高等専門学校を設置している学校法人以外とする（中等教育学校法人を含む）。

高等学校法人

高等学校法人全体の事業活動収支差額比率は、平成29年度の3・3%から3・5%へ上昇しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、684法人のうち319法人で、その割合は46・6%となり、平成29年度の44・3%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の法人数は、平成29年度の46法人から45法人に減少しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

大学

大学全体の事業活動収支状況は、事業活動収入・事業活動支出ともに平成29年度から増加するも、事業活動収支差額比率は、平成29年度の3・6%から3・5%へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、592校のうち215校で、その割合は36・3%となり、平成29年度の39・3%から下降しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も、平成29年度の90校から80校に減少しています。

短期大学

短期大学全体の事業活動収支差額比率は、平成29年度のマイナス3・5%からマイナス4・9%に下降しています。次に同比率がマイナスとなっている

学校数は、310校のうち196校で、その割合は63・2%となり、平成29年度の60・3%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も平成29年度と同数の86校で、その割合は27・7%となり、平成29年度の27・1%から上昇しています。

高等学校

高等学校全体の事業活動収支差額比率は、平成29年度の3・0%から2・8%へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、1289校のうち586校で、その割合は45・5%となり、平成29年度の44・7%から上昇しています。また、同比率がマイナス20%未満の学校数は、平成29年度の130校から131校に増加しています。

運用資産と要積立額(次頁表3)

貸借対照表より、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額(有形固定資産)や退職給与引当金等の金額(要積立額)とそれに対応した特定資産や現金預金、有価証券などの運用資産の保有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のためには、施設・設備の拡充・更新や、教職員等の退職金の支払い及び奨学金の支払い等の将来的に必要な資金需要(要積立額)に対して十分な運用資産

を保有していることが望ましいと考えられます。しかし、事業活動収支差額がマイナス

の状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できない状況や

表2 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合(学校種別) 大学

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
26年度	592	3,323,374	3,144,999	178,375	5.4	219	37.0	88	14.9
27	596	3,353,984	3,237,051	116,933	3.5	243	40.8	89	14.9
28	590	3,365,428	3,254,390	111,038	3.3	232	39.3	84	14.2
29	595	3,431,377	3,307,295	124,082	3.6	234	39.3	90	15.1
30	592	3,467,442	3,344,844	122,598	3.5	215	36.3	80	13.5

(注) 大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。

短期大学

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
26年度	333	194,110	193,897	213	0.1	187	56.2	86	25.8
27	324	187,522	193,439	△5,917	△3.2	184	56.8	76	23.5
28	321	183,776	184,242	△466	△0.3	173	53.9	68	21.2
29	317	174,450	180,604	△6,154	△3.5	191	60.3	86	27.1
30	310	167,091	175,289	△8,198	△4.9	196	63.2	86	27.7

(注) 短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門とする。

高等学校

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
26年度	1,288	1,084,830	1,029,410	55,420	5.1	521	40.5	117	9.1
27	1,290	1,096,217	1,037,722	58,495	5.3	544	42.2	120	9.3
28	1,310	1,109,178	1,063,652	45,526	4.1	527	40.2	125	9.5
29	1,301	1,105,329	1,072,667	32,662	3.0	582	44.7	130	10.0
30	1,289	1,098,489	1,067,244	31,245	2.8	586	45.5	131	10.2

(注) 高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門とする。

運用資産の一部を取り崩して支払いに充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に不足が生じるようになります。

**大学法人**

大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加したものの、要積立額の増加額の方が大きくなった結果、積立不足額も増加しました。なお、積立率は平成29年度の72・4%から72・7%へ上昇しています。

**短期大学法人**

短期大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加したものの、要積立額の増加額の方が大きくなった結果、積立不足額も増加し、積立率は平成29年度の74・5%から74・4%へ下降しています。

**高等学校法人**

高等学校法人では、運用資産、要積立額ともに増加したものの、要積立額の増加額の方が大きくなった結果、積立不足額も増加し、積立率は平成29年度の66・8%から66・4%へ下降しています。

**まとめ**

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。事業活動収支差額のマイナス分を補うために

内部留保の資産を取り崩す状況が続けば、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながることも考えられます。減価償却累計額が年々増加している点も、施設・設備等の更新計画を策定する上での懸念材料です。

過去から蓄積してきた運用資産は、この厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金基金の創設等を盛り込んだ各学校法人の中長期計画に基づいて運用資産の蓄積目標を定め、資産運用を行う場合には使途目的に合った運用計画に従って行うことが重要です。

学校法人においては、これまで以上に教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して、学校経営を行っていく必要があります。

今後も理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、教学と経営が一体となつて、より一層の改革に取り組んでいくことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今回の集計結果を、各学校法人における経営改善・発展に向けた取り組みの参考にしていただき、お役立ていただければ幸いです。

表3 運用資産と要積立額

大学法人

区分	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
26年度	544	94,490	126,341	91,370	7,996	14,592	12,383	31,851	74.8
27	548	97,489	131,729	95,467	8,332	15,138	12,792	34,240	74.0
28	548	99,210	136,584	100,209	7,834	15,626	12,915	37,374	72.6
29	551	101,452	140,118	103,707	7,406	16,005	13,000	38,666	72.4
30	549	105,045	144,537	107,505	7,386	16,547	13,099	39,492	72.7

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。  
(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

短期大学法人

区分	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
26年度	112	3,187	4,137	3,476	229	218	214	950	77.0
27	109	3,196	4,136	3,462	239	229	206	940	77.3
28	109	3,289	4,293	3,603	239	240	211	1,004	76.6
29	105	3,172	4,257	3,586	236	234	201	1,085	74.5
30	104	3,184	4,281	3,566	230	286	199	1,097	74.4

(注1) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする(高等専門学校法人を含む)。  
(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

高等学校法人

区分	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
26年度	681	10,695	15,475	13,970	686	321	498	4,780	69.1
27	684	10,948	16,611	15,144	637	319	511	5,662	65.9
28	695	11,231	16,497	15,071	613	312	501	5,266	68.1
29	686	11,223	16,805	15,399	611	307	488	5,582	66.8
30	684	11,754	17,692	16,225	648	306	513	5,938	66.4

(注1) 高等学校法人…高等学校又は中等教育学校を設置している学校法人で、大学・短期大学・高等専門学校を設置している学校法人以外とする(中等教育学校法人を含む)。  
(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

お問い合わせ先(私学振興事業本部) 03(3230)7846-7848  
私学経営情報センター 184-8501  
Eメール center@shigaku.go.jp

# 令和元年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学事業団では、私学のリーダーが取り組むべき経営改善や教学改革に関する知識を深め、大学・短期大学の魅力向上や経営基盤強化を図ることを目的に、今年度も「私学リーダーズセミナー」を開催しました。

大阪で開催した大学・短期大学編は、大学等が主体的に改革を実行することが求められていることを踏まえ、大学のマネジメント機能や経営力強化に向けて私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに実施しました。定員の約1・2倍の応募をいただき、72名の理事長・理事にご参加いただきました。



私学リーダーズセミナー（大学・短期大学編 大阪）  
山下講師による講演の様子

今年度から新規に実施した新任理事長編は、東京で開催しました。産業界等から新たに学校法人の理事に就任された方を対象として、理事として必要な知識の修得をテーマに、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等による講演を行いました。定員の約1・8倍の応募をいただき、48名の理事長・理事にご参加いただきました。



私学リーダーズセミナー（新任理事長編 東京）  
水戸講師による講演の様子

セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「色々な大学・短期大学の取り組みの事例を聞けて参考になった」、「このような企画を継続してほしい」等の意見をいただきました。

## 【大学・短期大学編】

日程・場所：令和元年11月15日（金） 大阪ガーデンパレス  
対象：大学又は短期大学を設置する法人の理事長・理事  
参加：72 法人

10：00～	開会挨拶・基調講演	私学事業団 理事長 清家 篤
11：15～	講演①「高等教育政策の展望と課題」 片柳 成彬 氏（文部科学省高等教育局 私学助成課 課長補佐）	
13：15～	講演②「私立大学・短期大学の現状について」 私学経営情報センター職員	
14：10～	講演③「青森明の星短期大学の大学改革と今後の戦略」 石田 一成 氏（青森明の星短期大学 学長）	
15：35～	講演④「宮崎国際大学の大学改革と今後の戦略」 山下 恵子 氏（学校法人 宮崎学園 理事長 宮崎国際大学 学長）	
16：45	閉会挨拶	私学事業団 理事 谷地 明弘

（注）講師肩書きは講演時

## 【新任理事長編】

日程・場所：令和元年11月29日（金） 東京ガーデンパレス  
対象：大学又は短期大学を設置する法人の役員のうち、平成30年4月1日以降に学校法人の常勤の理事長又は理事に初めて就任した方  
参加：48 法人

10：30～	開会挨拶	私学事業団 理事長 清家 篤
10：40～	講演①「私立大学・短期大学の現状について」 私学経営情報センター職員	
11：10～	講演②「学校法人役員の果たすべき役割・責務」 水戸 英則 氏（学校法人 二松学舎 理事長）	
13：10～	講演③「学校法人の役員に必要な法務の基礎知識」 大河原 遼平 氏（TMI総合法律事務所 弁護士）	
14：35～	講演④「学校法人役員がおさえる財務諸表のポイント」 高橋 克典 氏（新創監査法人 公認会計士）	
16：00～	講演⑤「学校法人に係る労働時間等の問題と対応」 曾田 究 氏（社会保険労務士曾田事務所 所長）	
17：15	閉会挨拶	私学事業団 理事 谷地 明弘

（注）講師肩書きは講演時

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

### 【大学・短期大学編】

- ・ 地方・小規模短大の戦略として、産官学プラットフォームの取り組み等が大変参考になりました。
- ・ 厳しい経営状況の中で教学改革等の四つの戦略に取り組まれたことには、強いインパクトを感じました。

### 【新任理事長編】

- ・ 学校法人のガバナンス、役員の責任、長期計画の検証等の必要性を分かりやすく教授していただき、助かりました。
- ・ 法務トラブルに備えて事前の態勢整備の必要性を感じました。

- ・ 決算書及び電卓を使ったことで財務の見方が無意識に頭に入りました。
- ・ 労働時間の公正、公平な対応について再考する必要性を感じました。

私学経営情報センターでは、大学・短期大学の改革の一助となるよう、今年度もこの私学リーダーズセミナーなど、さまざまな取り組みを実施してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
03（3230）7849・7850  
Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

⑦ 教育課程改革への積極的取り組みで魅力創り

日本工業大学 共通教育学群教授、総務部広報室長 菊地 信一

東武スカイツリーライン東武動物公園駅西口からスクールバスで5分、JR宇都宮線新白岡駅東口からスクールバスで12分の場所に、本学があります。

本学の前身である東京工科学校は、明治40年に設立されました。そして昭和42年、日本初の工業高校出身生のための大学として「工学理論を現場の技術として生かすことのできる技術者の育成」を建学の精神として、日本工業大学を開学しました。

開学以来、工学部のみの体制でしたが、平成30年には社会が求める人材像の変化等に対応するため、基幹工学部・先進工学部・建築学部の3学部6学科2コースへの改編を行い、「未来の価値を創造する『実工学教育』」をコンセプトとして、新体制をスタートさせました。各学科の「学びの目標」を紹介します。

●基幹工学部・機械工学科

工学の基盤となる機械工学の「伝統」と「最先端」を学ぶ。

●基幹工学部・電気電子通信工学科

社会を支える動力設備からスマート情報機器、そして人をつなぐ情報通信を学ぶ。

●基幹工学部・応用化学科

化学+科学全般の知識をベースにスマートなものづくりを学ぶ。

●先進工学部・ロボティクス学科

人工知能やロボット技術など未来へつながる先駆的分野を学ぶ。

●先進工学部・情報メディア工学科

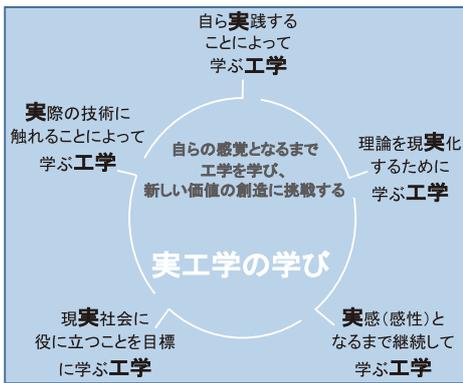
超スマート社会を形づくる最新の技術・表現技法を学ぶ。

●建築学部・建築学科/建築コース

技術とデザインの融合による100年後を見据えた建築について学ぶ。

●建築学部・建築学科/生活環境デザインコース

人の心の「豊かさ」を育む室内空間や住環境について学ぶ。



日本工業大学・実工学の学びとは

日本工業大学では1学年から実験・実習をスタートし技術と理論を併せて学んでいきます。



日本工業大学独自のデュアルシステム

(1) 日本工業大学の教育の特色  
実工学教育

本学は開学以来、建学の精神に基づき、実社会で役立つ実践的な工学教育を伝統としています。そして進化する「実工学」で「学び続ける技術者」を育成することが本学の目標となっています。

デュアルシステム

ものづくりに取り組みながら、同時に理論を学び、工学への興味を高め、実践的に力を養うのが、本学独自の「デュアルシステム」です。入学時から実験・実習・製図に取り組み、体験的に技術を習得し、現場で発見した課題や疑問を手がかりに、講義で理論の理解をさらに深めていきます。

カレッジマイスタープログラム

講義で学んだ工学の知識と技術を生

かして、個人やチームでリアルなものづくりにチャレンジできるのが、本学の「カレッジマイスタープログラム」です。現在はフォーミュラ工房など10のプログラム（工房）が用意されています。

環境教育

本学は全学をあげてエネルギー問題や環境問題に取り組んでいます。国内大学最大規模の発電量を誇る太陽光発電システムの導入、独自の「NIT-EMS（環境マネジメントシステム）」を実践するだけでなく、共通教育科目にも環境系科目を設置しています。キャンパスライフのすべてにおいて、幅広い視野から環境について学べるのも特色です。

(2) 工学基礎教育プログラムをスタート

学部学科の改組とともに平成30年からスタートさせたのは、工学基礎教育プログラムです。技術革新を成し遂げるには、技術者としての基礎を固めることが重要となります。

そこで、基礎教育の教育目標を「大学での学びのための基礎力の担保」と位置付けています。

① 確実な基礎を理解するためには、従来の公式・答え合わせ学習からの脱却が必要です。このことにより、未解決の問題に立ち向かう力が育成されます。

② 自ら学ぶ姿勢を身に付けるために

は、日頃から安定した学習習慣を身に付けておく必要があります。このことにより、新たな課題を見つけ出す力が育成されます。

以上、①、②を前提に、クォータ科目の導入と学習基盤科目の強化を図りました。クォータ科目のプログラムの内容は、「工学に必要な「数学」、「物理」、「英語」、「化学」の基礎固めと、ものづくりの基礎を実践的に鍛えることを目的としています。そのうえで「理数・語学リテラシー」と「ものづくりリテラシー」の設定をしています。

**理数・語学リテラシー**

理数・語学リテラシーでは、一人ひとりの「いま」から段階的な成長ルー트를描くことを目的としています。

「数学」、「物理」、「英語」科目では、入学時のプレースメント（クラス分け）テストの結果を基に、一人ひとりの学力にあった段階の科目からスタートします。そして1年を4期に分けた「クォータ制」を導入し、段階的に学ぶことで着実に基礎学力を身に付けられるように、週2回の講義を実施しています。

工学の基礎となる「数学」、「物理」、「英語」、「化学」を実践的に使えるように鍛えるプログラムは、社会で必要となるスキルを育成し、着実に基礎学力を身に付けられる新たな基礎教育システムと呼べるものです。個性に合った進捗で早期達成も可能なプログラム

となっており、学びの高度化と卒業時の学生の質保証を目的としています。講義日にも工夫を凝らしており、毎週火曜・金曜が「クォータ科目」の日となっています。



学修支援センター

**ものづくりリテラシー**

ものづくりの基礎となる知識・技能として「道具の正しい使い方」、「素材に対する適正な理解」、「安全な作業の確保」などがあります。本学でもものづくりを学ぶうえで必要なリテラシーを習得するために、1学年に「ものづくり基礎実習」を開設し、上位学年に配置されている、より高度な演習・実習に、安全かつ適正に取り組めるようにしています。

**学習基盤科目の充実**

大学での学びを確実なものとするための基礎学力を1学年から身に付けることを目的に、「スタディスキルズ」、

「学修と実工学」、「日本語リテラシー」の3系統の科目を学生の興味と必要に応じて選択できるようにしています。

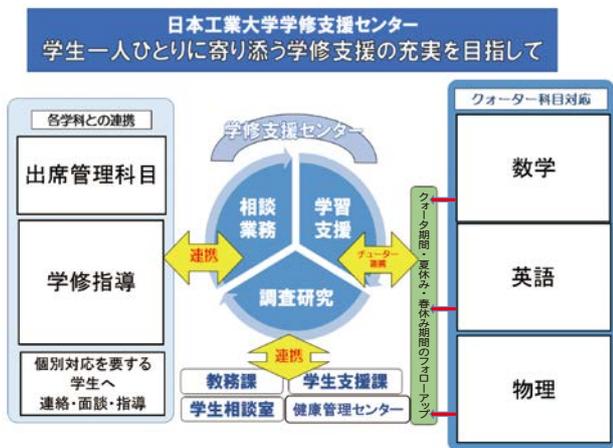
**クォータ科目実施のサポート**

◎学修支援センター

一人ひとりの学修をサポートするために、専属チューターが、各教科の基礎を個別に指導してくれるのが学修支援センターです。不得意な科目や苦手な分野の基礎固めに最適です。

◎日本工大サポーター

科目の履修状況に応じて、補習や学修支援センターでのサポートの連絡を個別に出すシステムです。履修登録や成績の確認だけでなく、教員からの授業の連絡などもサポーターを通じて行われます。



学修支援センターの役割

**入学前教育**

工学基礎教育プログラムの一層の充実を目指すため、さらなる方策として「英語」、「数学」、「物理」科目で入学前教育の充実を図っています。



多目的講義棟・教室の風景

**新施設の竣工**

平成30年12月に竣工した多目的講義棟には、明るい陽光が差すテラス、学生同士が学び合うアカデミックリビング、前述した学修支援センター、外国人講師と英語で交流することができる英語教育センター、教員を目指す学生を支援する教職センターと、学生生活を充実させる場があふれています。「学生が自由に使える」充実した教育・研究設備は他に類をみない本学の誇りでもあります。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆  
菊地 信一（きくち しんいち）

共通教育学群教授、総務部広報室長・地域連携センター長・生涯学習センター長

# 資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和2年3月2日(月) 受け付け開始

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等ができるだけ早く交付するため、私学事業団では、各種報告書の「事前受付」を開始します。ぜひご利用ください。なお、この時期は電話が非常に込み合うため、加入者番号や被扶養者の認定確認のための照会は、書類提出後、2週間以降にお願いします。

## 事前受付の対象となる報告書等

事由と発生日	対象となる報告書等
3月31日付けの退職	資格喪失報告書 DL 任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL
4月1日付けの採用 所属学校変更 被扶養者認定 <sup>※3</sup>	資格取得報告書 DL(短時間労働加入者用も含みます) <sup>※1</sup> ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得 <sup>※2</sup> 所属学校等変更報告書 DL 被扶養者認定申請書 <sup>※3</sup>

※1 電子媒体での報告も可能です。ただし、短時間労働加入者用は除きます。  
 ※2 任意継続期間(2年間)満了前の再資格取得は対象外です。  
 ※3 資格取得と同時申請の場合に限ります。

## 提出上の注意

- ① 「資格取得報告書 DL」及び「被扶養者認定申請書」にはマイナンバーの記入が必要です。記入漏れのないよう注意してください。ただし、マイナンバーの確認書類は添付しなくても大丈夫です。
  - ② 提出書類は、記入漏れや誤りのないように注意してください。特に学校記号番号に誤りがあると、別の学校法人等の加入者として処理される恐れがあります。教職員等の個人情報(氏名、報酬月額、住所等)が記載された通知等が別の学校法人等宛てに送付されるのを防止するためにも、十分に注意して記入してください。
- なお、「資格取得報告書 DL」の「事務連絡先電話番号」欄に記入された電話番号と本事業団に登録されている学校法人等の電話番号、学校記号番号を突合し、誤った加入者登録を防

- ③ 「資格取得報告書 DL」を作成する際は、資格を取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「新規資格取得」、「継続資格取得」、「再資格取得」のいずれかを○で囲んでください。
- ④ 「資格取得報告書 DL」の基礎年金番号欄は正確に記入してください(日本国内に居住している20歳以上の人には、基礎年金番号が付番されています)。基礎年金番号がないときは、必ずその理由も記入してください。
- ⑤ 書類不備により返送等された場合は、処理が遅れるため、加入者証等の交付が遅くなります。
- ⑥ 継続資格取得者の資格取得処理は、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。前任校の資格喪失が確認でき次第、加入者証等を交付します。
- ⑦ 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し加入者被扶養者証を交付します。

## 報告内容の訂正

- ① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず該当する訂正申

- 出書により手続きをしてください。なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。
- ② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合に本人として加入した場合は、「任意継続加入者資格取得下げ申出書」が必要となります(用紙は本事業団へ請求してください)。
  - ③ 「資格取得報告書 DL」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。
  - ④ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

## 加入者証等の取り扱い

- ① 加入者証等は3月中に学校法人等に届いた場合でも4月1日以後に該当者にお渡しください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示した場合、無資格受診となります。
- ② 3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収し、返納してください。
- ③ 「資格取得報告書 DL」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。
- ④ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

本文にあるDLマークのある用紙は、私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕からダウンロードできます。

# 私学共済制度の加入者資格 Q&A

業務部 資格課

私学共済制度の加入者資格に関して、照会や誤解の多い点など、留意していただきたいポイントを紹介します。加入者の要件にかかる詳細は「令和元年版事務の手引」22〜38頁又は私学共済ホームページを参照してください。

**Q** 個人の意思等で加入するかどうかを決めることはできますか？

**A** 私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。

このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

**Q** 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育園の職員も加入できますか？

**A** 前述のとおり、私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされています。学校法人等内のどの部門に配属されているかによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

**Q** 非常勤、パート等で採用した者については、加入者として加入することができますか？

**A** 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種等で区別されません。正規雇用でない「非常勤」、「パート」、「アルバイト」等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

**Q** 外国人の教職員を採用した場合はどうなりますか？

**A** 国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

**Q** 加入者が休職する場合、加入者資格は喪失することになりますか？

**A** 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休

職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に、常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。

ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは加入者資格を喪失します。

例えば、病気で休職をしている人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が存続していると認められる場合は、加入者資格を継続します。しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は加入者資格を喪失します。

## 無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者証等は、加入者や被扶養者に1人1枚交付しています。

加入者が退職したときや被扶養者の取り消しをしたときは、すでに交付している加入者証等は無効となります。

無効となった「加入者証」及び「加入者被扶養者証」は必ず私学事業団に返納してください。

本事業団では、加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。

無効となった加入者証等を使用して保険診療等を受けると、後日、医療費等を返還することになりますので、注意してください。

### ●加入者証等を返納する主な事由

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき（継続資格取得した場合も含みます）
- ② 所属学校を変更したとき
- ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
- ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度に該当したとき
- ・ 75歳に到達したとき
- ・ 65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

なお、紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納不能届書」を本事業団に提出してください。

加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

### ●任意継続加入者にかかる加入者証等の返納

任意継続加入者期間が終了したときや、右記の③〜⑤の事由に該当したときなど、無効となった「任意継続加入者証」及び「任意継続加入者被扶養者証」は必ず返納するよう退職時に案内してください。

# 任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であって、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができます。

## ●利用できる事業

**短期給付事業** ただし、資格喪失後の傷病手当金・出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

**福祉事業** ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

## ●加入の要件

「退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった者」

- ・ 次の場合は加入できません。
  - ・ 4月1日に採用し翌年3月31日に退職した場合
  - ・ 退職前1年以内に任意継続加入者であった場合
  - ・ 退職時に75歳以上である場合

## ●加入のできる期間

「退職日の翌日から最長2年間で満了」  
ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の適用となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

## ●加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書<sup>DL</sup>」を提出してください。任意継続加入の申し出は、3月の「事前受付」（本誌8頁参照）の対象となりますので、ぜひ利用してください。※国民健康保険の保険料と任意継続掛金を比較する場合、離職の理由（解雇・雇止め等）や前年の所得の額によって国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は市区町村にお問い合わせください。

## ●加入の申し出の注意点

医療保険制度では、加入する制度に優先順位があるため、任意継続加入申し出後に、退職日の翌日から他の健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続の取り下げとなります。他の健康保険等の被扶養者や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加入が優先されるため、申し出を取り下げることはできません。任意継続加入者として加入し、掛金を納付した後に資格喪失の手続きが必要となります。

## ●任意継続加入者証等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛てに「任意継続加入者証」（被扶養者には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。

在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等を通して返納してください。

## ●任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（令和2年4月以降38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出されます。

## ●任意継続掛金の払い込み

納付方法は、毎月納付、半期ごとの前納又は年度末までの一括納付（前納割引制度あり）、口座振替（毎月納付）があります。

掛金は、「任意継続加入者証」等に同封する納付通知書により払い込んでください。

口座振替を選択した場合、「任意継続加入者証」等の送付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を同封しますので、別途手続きをして

ください。振り替え日は毎月28日です。口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してありますので、それまでは納付通知書により払い込んでください。

納期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得の取り消しとなります。保険診療を受けていた場合、無資格受診となりますので注意してください。

任意継続加入の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等に加入し、途中で任意継続の資格を喪失したときでも、その月の掛金は払い込まなければなりません。

## ●脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

2年満了前に、国民健康保険（医師国保などの国民健康保険組合も含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月末までに「任意継続加入者資格喪失申出書<sup>DL</sup>」を提出し、「任意継続加入者証」等を必ず返納してください。

また、健康保険等のある職場に被保険者として再就職したときや、加入者が死亡したときも「任意継続加入者資格喪失申出書<sup>DL</sup>」の提出が必要です。

## 特定健康診査の結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

― 定期健康診断終了後は、速やかに結果データを提出ください ―

福祉部 保健課

### 令和元年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する学校保健安全法又は労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果を私学事業団に提出することにより、特定健康診査を行ったものとみなすことができます。

令和元年度の特定健康診査の結果データ(4月1日～3月31日受診分)の最終提出期限は、2年5月29日です。定期健康診断が終了している学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果の提出をお願いします。

特定健康診査の結果データが最終提出期限までに本事業団に提出がなかった場合は、当該年度の結果通知(健康情報冊子「QUIPIO Plus(クピオプラス)」や「特定保健指導利用券」を送付できませんのでご了承ください。

※学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令(平成19年第157号)第14条に基

づくものです。

なお、医療費が増大を続ける中、医療保険者別の特定健康診査及び特定保健指導の実施率を国が公表するなど、実施率の向上がますます求められています。

定期健康診断の結果の提出は、国が定めた特定健康診査及び特定保健指導の実施率の目標達成につながります。また、目標を達成することで、後期高齢者支援金の負担が軽減され、短期給付分掛金率の抑制にもなります。

つきましては、元年度の加入者における目標実施率(私立学校教職員共済第三期特定健康診査等実施計画)の85・0%を達成できるよう、学校法人等のご協力をお願いします。

※特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ(事務担当者用ページ)▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導をご覧ください。

### 令和元年度特定保健指導 利用券の有効期限

元年度の特定保健指導利用券の有効

期限は、2年7月31日です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導の利用期間中に退職等で加入者資格を喪失した場合は、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります。ただし、任意継続加入者になる場合は、継続して特定保健指導を受けることができます。

資格喪失後も特定保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した特定保健指導費用は自己負担となりますので注意してください。

### 「学校訪問型特定保健指導」をご利用ください

特定保健指導を受ける場合は、集合契約を締結している医療機関等に、加入者自身が利用手続きをする必要があります。しかし、集合契約医療機関等の多くは休日が休診日のため、勤務との兼ね合いから特定保健指導を利用することが難しい状況となっています。

このため本事業団では、対象者の利便性を図るため「学校訪問型特定保健指導」を実施しています。

この保健指導は、専門スタッフを学校に派遣し、空き教室等を使用して実施するものです。授業の合間に指導を受けられるため、毎年利用している学校法人等から大変好評です。

日頃多忙な教職員の健康づくりの一

環として、ぜひ利用を検討してください。

なお、希望する学校法人等は、保健課、各ガーンパレス共済業務課又は委託先である次の特定保健指導機関へ連絡してください。

### ●問い合わせ先

SOMPPOヘルスサポート(株)  
☎03(5209)8553  
担当 平尾、松村  
受付時間(平日) 10時～12時  
14時～17時

### 被扶養者の 特定健康診査の受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を通して加入者に配付しています。元年度分の特定健康診査受診券の有効期限は、2年3月31日です。

平成30年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者等(任意継続加入者を含みます)は約3万3000人で、実施率は30・4%でした。これは、本事業団の被扶養者等の実施率目標である35・0%を下回っています。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームだけでなく、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることができる健診です。

学校法人等からも、加入者に向けて被扶養者の受診を勧奨していただき、加入者とともに被扶養者の健康づくりにご協力をお願いします。

**在職中の年金の支給停止**  
 「総報酬月額相当額」と支給  
 停止額の変更月」  
 年金部

●在職中の支給停止の概要

老齢厚生年金・退職共済年金の受給権者が在職中である場合、報酬額と年金額によって、年金の報酬比例部分又は給与比例部分が支給停止となる場合があります。

●支給停止の基本的な考え方

- 「総報酬月額相当額」(※1)と「基本月額」(※2)が、「基準額」(※3)を超えた場合に、超えた額の2分の1に相当する額が支給停止となります。
- ※1 在職支給停止計算の対象となる月の標準報酬月額と、その月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額の合計です。
- ※2 年金の報酬比例部分又は給与比例部分を12で除した額です。
- ※3 65歳未満は28万円、65歳以上は47万円(令和元年度の基準額)。

●よくある質問

- Q 再雇用により報酬が大幅に下がりました。下がった月から年金の支給停止額が変わらないのはなぜですか。  
 A 支給停止額は「総報酬月額相当額」の算出に必要な標準報酬月額が改定された月に再計算されるため、改定

月と報酬が下がった月が同じではない場合があるからです。

●標準報酬月額の改定

定年等による再雇用において、学校法人等が報酬月額の変動を私学事業団に報告するには、次の2通りの方法があります。

①標準報酬月額改定

報酬が原則2等級以上増減した月から3か月間の報酬月額の平均を基に、4か月目に標準報酬月額が改定されるもの

②即時改定

60歳以上で定年等により退職し、1日の空白もなく再雇用により報酬が変わったときに、本人が希望した場合、再雇用の月から標準報酬月額が改定されるもの

①②どちらの改定となるかにより、標準報酬月額が改定される時期が異なるため、支給停止計算を行う時期も異なります。

なお、過去1年間の賞与支給の有無や額によって、「総報酬月額相当額」が変更となった場合も支給停止額が変更となる場合があります。

●職域相当部分の扱い

退職共済年金の職域相当部分、経過的職域加算額は、私学在職中の場合、報酬等の額にかかわらず支給停止となります。

**年金の時効に注意しましょう**  
 年金請求の時効は5年です」  
 年金部

年金を受ける権利は、請求手続きをしないまま受給権が発生した日の翌日から原則として5年を経過すると、時効により消滅します。

5年を経過してからの年金請求になつてしまった場合には、時効完成前(5年以内)に請求手続きができなかつ

【参考】老齢・退職の年金の受給要件

●老齢厚生年金

平成27年10月以降において、①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します(ただし、平成27年9月までの間に退職共済年金の受給権が発生する場合は除きます)。

特別支給	本来支給
① 支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
② 私学共済、厚生年金及び公務員共済の加入期間(国民年金は除きます)の合計が1年以上あること	1か月以上の厚生年金(私学共済)の加入期間があること
③ 受給資格期間を満たしていること(※2)	受給資格期間を満たしていること(※2)

●退職共済年金

平成27年9月以前において、①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

特別支給	本来支給
① 支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
② 私学共済の加入者期間が1年以上あること	私学共済の加入者期間が1か月以上(在職中の場合は1年以上)あること
③ 受給資格期間を満たしていること(※2)	受給資格期間を満たしていること(※2)

※1 支給開始年齢(特別支給)

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後(特別支給はありません)	65歳

※2 老齢の年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に原則25年から10年に短縮されました。

●退職年金(新3階年金)

平成27年10月以降の加入者期間を有している人が、①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

① 65歳以上であること
② 引き続き私学共済制度の加入者期間が1年以上あること
③ 退職していること(70歳みなし退職を含みます)

た理由を書いた「遅延理由書」を請求書に添付していただきます。  
 「遅延理由書」の内容を審査し、やむを得ない理由であったことが認められた場合には、年金の決定を行う取り扱いとなっております。  
 ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から5年間しか遡ることができません。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期を確認し、時効完成前に請求手続きをしてください。

### 貸付償還金の 退職手当等からの控除

福祉部 貸付課

加入者貸付の借受人が加入者資格を喪失するときは、任意償還又は即時償還により貸付金の残額をすべて償還しなければなりません。退職時の手続きの詳細は、本誌12月号を併せて参照してください。

#### ●貸付償還金の退職手当等からの控除

加入者資格を喪失する借受人に退職手当等を支給するときは、未償還金を控除してください。退職手当等の額が未償還金の総額に不足する場合は、不足額を借受人から提出させて、未償還金の総額をまとめて学校法人等から払い込んでいただきます。

退職手当等からの控除を学校法人等が行わず、貸付未償還金が債務不履行になると、学校法人等に対して貸付けを制限する（その学校法人等に所属する加入者からの新たな貸付けの申し込みができなくなる）ことがありますので、注意してください。

#### ●借受人が継続資格取得するとき

借受人が他の学校法人等で継続資格取得すると、再就職する後任校で引き続き償還を継続することができます。ただし、住宅貸付の借受人に対し退職

手当等を支給する場合は、住宅貸付の未償還金を退職手当等から控除しなければなりません。退職手当等の支給額で住宅貸付を全額償還できない場合に限り、残った償還額を継続資格取得した後任校で引き続き償還できます。

継続資格取得による後任校での償還継続を希望するときは、「異動報告書DL」を後任校から（※）提出してください。

※住宅貸付の残額を後任校に引き継ぐ場合は、後任校で作成した「退職手当引当承諾書DL」も併せて提出してください。

#### ●資格喪失せず退職手当等を支給するとき

定年後に再雇用するなど、加入者資格を喪失せず、退職手当等を支給する場合は、住宅貸付の未償還額を退職手当等から控除しなければなりません。そのため、住宅貸付の借受人に対し資格喪失せず退職手当等を支給するときは、「退職手当支給証明書（支給予定報告書）DL」により退職手当支給額を報告してください。住宅貸付の即時償還通知書と払込票を送付します。

この報告や退職手当等からの控除を怠ったときも、その学校法人等に対し貸付けを制限します。

なお、資格を喪失しない住宅貸付以外の借受人に退職手当等を支給した場合、即時償還は義務付けられていませんが、退職等で資格喪失する場合には

貸付金の残額をすべて償還しなければなりません。将来の負担を軽減するため、退職手当等から任意償還することを検討してください。

### 人間ドック利用費用補助は 2年度に1回です

福祉部 保健課

本誌5月号でお知らせしたとおり、平成31年4月1日受診分からは、年度1回の補助から2年度に1回の補助に見直しをしました。なお、補助率及び補助上限額に変更はありません（表参照）。

この見直しにより、令和元年度以降の利用から、補助を受けた翌年度は補助の対象外となります。そのため、元年度に補助を受けた人は、令和2年度の補助申請は対象外となります。

表 見直し内容

項目	【見直し前】 平成31年3月まで	【見直し後】 平成31年4月から
補助回数	年度内 1回の補助	2年度に 1回の補助 (隔年補助)
補助率	利用料金の50% (消費税を除きます)	変更なし
補助上限額	25,000円	変更なし

### 様式用紙等の請求方法

広報相談センター 相談班

様式用紙等の請求は、一部の用紙を除き、次の方法で請求できます。

1 ホームページからのダウンロード  
私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）では、内容（分類）別、用紙名（あいうえお順）の2通りの方法で検索できます。また、ダウンロードできない用紙は、FAX請求用フォームの利用や電話でのお問い合わせ先を案内しています。

#### 2 請求専用FAXでの請求

前記1のFAX請求用フォームを利用するか、任意の用紙に①学校名 ②学校記号番号 ③郵便番号・送付先住所 ④連絡先電話番号 ⑤担当者名 ⑥用紙名（様式番号不要） ⑦必要枚数を明記し、送信してください。

なお、様式用紙等は、必要の都度、使用する枚数のみ請求してください。

請求先	様式用紙等の 請求専用FAX
共済業務課	札幌ガーデンパレス 011(222)6311
	仙台ガーデンパレス 022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス 052(957)1387
	大阪ガーデンパレス 06(6393)9728
	広島ガーデンパレス 082(262)1134
福岡ガーデンパレス 092(713)3581	
広報相談センター相談班	03(3813)1081

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>  
 助成業務 [https://www.shigaku.go.jp/s\\_home.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm)  
 共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

## 共済業務

### 共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 任意継続加入者への掛金納付通知書等の送付

### 1 令和2年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

### 2 2年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

金融機関で払い込みをしている場合、3月上旬に2年度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します(口座振替で払い込みをしている場合は送付しません)。

### 3 2年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる人

75歳の誕生日(資格喪失日)の属する月の前月分までの「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します(「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します)。

【業務部 資格課・掛金課】

## 令和元年台風19号にかかる現地受付(災害見舞金等の請求受付)の報告

12月7・8日、14・15日に、福島県・長野県において、災害見舞金等の現地受付を実施しました。受付件数は55件、約4,570万円の給付決定を行いました。

なお、未請求の加入者に対しては、請求手続きのご案内をお願いします。

請求手続き等の詳細は、私学共済ホームページ〔災害への対応〕をご覧ください。

【企画室】

## 貸付けの申込締め切り日にご注意ください

3月2日(月)送金分は2月14日(金)、3月23日(月)送金分は2月28日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貸付課】

## 加入者向広報「レター」3月号等の発送

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法人等宛てに順次発送します。送付部数は1月末現在の加入者数です(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)。詳しくは送付状を確認してください。

到着後、配付をお願いします。不足の場合は広報班まで連絡してください。【広報相談センター 広報班】

## 「私学共済ホームページ」事務担当者用ページのパスワードを令和2年3月から変更します

私学共済ホームページ〔事務担当者用ページ〕に設定しているログインパスワードを3月2日(月)から変更します。ユーザー名に変更はありません。

【広報相談センター 広報班】

### 1月号の訂正

本誌1月号において、以下の箇所にて誤りがありました。お詫びして訂正します。

▶2頁2段目後ろから3行目

正 令和元年10月から 誤 平成元年10月から

▶10頁1段目最後の行

正 1.5ポイント 誤 2.5ポイント

## 2月の共済業務スケジュール

3日(月)	貸付 送金
6日(木)	貸付 1月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
25日(火)	貯金 払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	貸付 送金
	掛金等 1月分掛金等口座振替(自振校のみ)
	貸付 3月23日送金申し込み締め切り
	貸付 2月分定期償還口座振替(自振校のみ)

## 3月の共済業務スケジュール

2日(月)	資格 事前受付開始
	掛金等 1月分納期限
	貸付 送金
6日(金)	貸付 2月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り



## 宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。  
<https://www.shigakukyosai.jp/>

### 鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506  
 江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分



湘南の宝石・江の島イルミネーション (2月16日まで) (写真提供：藤沢市観光センター)

(上) 鶴岡八幡宮  
(下) 夕食 (イメージ)

### 冬の鎌倉プラン

美しい自然と歴史的遺産が調和した古都、鎌倉。この季節には、近くの江の島で幻想的なイルミネーションを見ることができます。今年の冬は、鎌倉・江の島へ足を運んでみませんか。

**1泊2食 (2名1室 / 1名様) 9,500円～**

取扱期間：令和2年3月31日まで

※1名1室利用の場合は、1泊につき1,500円の割り増しとなります。

## 融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)

### 災害復旧事業に対する融資制度について

私学事業団では、被災された学校法人等の円滑かつ迅速な復旧のための支援策として、災害復旧事業に対する低利融資制度を設けています。

校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入など、一般の融資金利は以下のとおりです。施設設備の整備の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

#### ◆ 融資条件 (令和2年1月現在)

融資費目	対象となる事業	返済期間 (据置年数含む)	融資金利
災害復旧費 (特別災害)	激甚災害に指定され、国から補助金の交付を受ける災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	25年以内	0.20 年%
災害復旧費 (一般災害)	特別災害以外の災害復旧事業(施設・設備等の原形復旧)	20年以内	0.20 年%
教育環境整備費 (災害復旧経営資金)	激甚災害(本激)により被災し、被害の程度の著しい学校法人の円滑かつ迅速な復旧のため、緊急に必要な資金	7年以内	0.001 年%

※本事業団の借入金の償還金(利息、延滞金を含みます)を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

#### ■ 主な事業と融資金利 (令和2年1月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	0.70	0.50	0.306	0.404 年%
寄宿舎などの建築・用地取得	0.80	0.60	0.406	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.306	(5.5年以内) 0.304

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、1貸付契約当たりの融資額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868  
 Eメール [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)